

事 務 連 絡

平成 22 年 2 月 15 日

各 { 都道府県
指定都市 } 衛生主管部（局）長 殿
中核市 }

厚生労働省健康局

疾病対策課臓器移植対策室長

無許可での臓器あっせん業が疑われる事例について

移植医療の推進につきましては、平素よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、無許可での臓器あっせん業が疑われる事例についての報道があったことを踏まえ、厚生労働省として、適正な移植医療の推進に活用するため、平成 22 年 1 月 18 日付け当室事務連絡「無許可での臓器あっせん業に関する情報収集について」により、調査をお願いしておりました。

今般、当室でとりまとめを行った結果、別添のような事例を把握したところですので、情報提供いたします。

今回調査を通じて把握した事例については、医療機関の対応について直ちに臓器移植法上問題があると言えるものではありませんでした。一方で、臓器のあっせん業の許可を受けていない団体又は個人が、患者の支援をうたい、移植希望者の募集や関係者間の連絡調整等を目的として医療機関に接触を図った可能性が疑われる情報も寄せられたところです。

つきましては、別紙のとおり、医療現場における留意事項をまとめましたので、貴職より管下の医療機関に対する周知について、御協力をお願いします。

あわせて、今後も管下の医療機関で無許可あっせん業が疑われる事例が発生した場合は、当室あて御連絡いただく旨、周知願います。

なお、本件の対応に疑義が生じた場合には、当室にご照会ください。